

一、今回ノ被解雇者ノ俸給

容認シ難シ 十、五、二、一、計四封ヲ封セ

二、八時間制ノ審官施

既ニ休室中ナレドモ重キテ其慮スベシ

三、今後絶対ニ不當解雇ヲセザルコト

儘ニ解雇者ヲ出サズ

四、今回ノ争議ニシテ絶対ニ犠牲者ヲ出サズ

コレ以上犠牲者ヲ出サズ

五、今回ノ争議中ノ日給ヲ支給スルコト

支給シ難シ

ナレドモ又ハ一、内、外、ノ別取扱(俸給)

六、今回ノ争議中ニ於ケル被解雇者ヲ取捨スルコト

取捨シ難シ 計四封ヲ封ス

次 解雇者 一九〇〇

大正十四年七月廿一日